

「南あわじ市定住促進空き家活用支援事業補助金」のご案内

事業期間：令和2年4月1日～令和5年3月31日

～空き家バンク登録物件の改修工事費用等に**最大115万円**
移住者の方には**最大125万円**を補助します～

期間限定で
増額しています！



南あわじ市内にある空き家の有効活用と、市内への定住促進を図るため、一定の条件を満たす空き家を改修等する場合に、

①改修費（1/3、最大100万円）、②家財道具等の処分（1/3、最大5万円）、③登記費用（10/10、最大10万円）、④引っ越し費用（10/10、最大10万円、淡路島外からの移住者のみ）を補助します。

対象となる空き家

・「玄関」「台所」「トイレ」「居室」を備えた一戸建ての専用住宅または併用住宅 ※空き家は、住宅として使用するもので、売買・賃貸借契約後1年以内の物件に限ります



補助対象者

・対象となる空き家を活用し、**3年以上居住する意思のある者**（購入者/借主）
※賃貸借の場合は、貸主から改修工事の承諾を得ていることが必要です
※暴力団員でないもので、市税の滞納がないことが必要です

補助内容・補助金

・補助内容については、以下のとおりです。
※補助金交付決定後に着手（請負契約など）し、年度内に事業が完了したうえで、実績報告書の提出が可能である事業が対象となります

種類	補助対象者		補助率
	淡路島内（南あわじ市、洲本市、淡路市）に在住の者	淡路島外に在住の者	
① 改修工事	100万円（上限）	100万円（上限）	補助対象経費の3分の1
② 家財道具等の処分費用	5万円（上限）	5万円（上限）	
③ 登記に要する費用	10万円（上限）	10万円（上限）	補助対象経費の10分の10
④ 引っ越しに要する費用	—	10万円（上限）	
合計（最大）	115万円	125万円	

補助対象事業

※③登記のみ、交付申請前に行うことができます。①②④は交付決定後に実施する必要がありますのでご注意ください。

種類	補助対象の内容
① 改修工事	空き家の機能回復又は設備改善のための工事費（請負工事費）30万円以上の工事費が補助対象です。
② 家財道具等の処分費用	空き家の利用のために、不要となった家財道具等の撤去、運搬処理料。一般廃棄物処理業者又は委託業者に委託した場合に限ります。
③ 登記に要する費用	空き家の不動産購入において、所有権その他の権利の異動における不動産登記の費用。司法書士に委託した場合に限ります。登録免許税等の公租公課は対象外とします。
④ 引っ越しに要する費用	空き家への引っ越しに要する費用。移転費、運搬費（専門業者に依頼する場合のみ）

改修工事について

※空き家の改修工事については、空き家の機能回復、設備改善に要する費用が対象となります。

○改修工事（対象とする工事内容） (1) 建物本体工事費 (2) 屋根の修繕に係る工事費 (3) 水回り（台所、風呂、便所など）工事費 (4) 電気工事費 (5) 内外壁工事費 (6) クロス張り工事費 (7) その他これらに類する工事費	※下記のような改修工事は対象となりません (1) 外構工事費及び附属建物の工事費 (2) 店舗等併用住宅である場合、店舗等の工事費 (3) 市の補助を受けている浄化槽、屋根工事（淡路瓦）に要する経費 (4) 兵庫県（空き家活用支援事業）の交付決定を受けている経費 (5) 下水道又は浄化槽に係る次に掲げる経費 ・申請手続費用又は検査費用 ・公共枮又は放流枮から建物側の配管に係る工事以外の工事
--	---

申請手続きに必要な書類

※**事業着手前**に、補助金交付申請書に添付資料を添えて、市担当課に、ご提出をお願いします。

※**事業完了後**は、補助金実績報告書に添付資料を添えて、市担当課に、ご提出をお願いします。

【事業着手前】

■補助金交付申請書

- (1) 空き家に係る売買又は賃貸借契約書の写し
- (2) 承諾書（賃貸借契約の場合に限る。）
- (3) 事業計画書
- (4) 収支予算書
- (5) 空き家の登記事項証明書（売買の場合に限る。）
- (6) 見積書の写し
- (7) 空き家の位置図及び平面図
- (8) 現況写真
- (9) 戸籍附票の写し（引っ越しに係る補助金を申請する場合に限る。）
- (10) その他（口座登録申込書など）

【事業完了後】

■補助金実績報告書

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書
- (3) 領収書の写し
- (4) 改修工事等の契約書の写し
- (5) 完了写真
- (6) 空き家の所在地に転居又は転入した後の世帯全員の住民票の写し（発行後1か月以内）
- (7) 世帯全員の未納税額のない証明書（発行後1か月以内）
- (8) その他

■補助金請求書

※留意事項 補助金交付申請は、**改修工事等を実施する前**に必要です。詳しくは事前にお問い合わせください

～空き家バンクの情報発信～

南あわじ市の空き家バンク情報は、市の移住支援サイト「住みニコ」/空き家バンク（<https://suminiko.jp>）や窓口等で空き家物件の情報を発信しています。また、空き家の利活用に関する各種相談や市内への移住・定住相談も実施しています。

【お問い合わせ・申し込み】

■南あわじ市総務企画部ふるさと創生課
656-0492 兵庫県南あわじ市市善光寺 22 番地 1
TEL：0799-43-5205 FAX：0799-43-5305
E-mail：furusato@city.minamiawaji.hyogo.jp

【物件の一覧はこちら】

住みニコ

検索

<https://suminiko.jp>

